

令和4年度小中学校等英語指導力養成講座業務公募要領

1 目的

小中学校等における学習指導要領の円滑な実施のために、各市町村の中核となる小学校等教員140名及び中学校等英語担当教員120名に対し、主に指導方法や学習評価について英語指導力の養成を目的とした講座を委託により実施するものである。

2 委託の概要

(1) 委託内容

小中学校等英語指導力養成講座（打合せ及び資料作成等の事前準備を含む。）の実施。

※ 詳細については、「令和4年度小中学校等英語指導力養成講座業務委託仕様書（案）」及び「令和4年度小中学校等英語指導力養成講座 日程・会場・講座内容等（案）」を参照すること。

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年9月30日まで

3 応募要件等

単独で応募する場合はその機関、共同事業体で応募する場合は代表機関が、次の（1）～（3）の要件を全て満たすこと。

なお、企画提案競技の参加にあたり、要件を満たしていることが分かる書類を提出すること。

（1）講座の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有していることとして、次の全てを満たしていること。

- ア 国、地方自治体との間で英語指導力の養成を目的とした研修業務を受託したことがあること。
- イ 令和4年度の埼玉県競争参加資格において「物品等」の「催物、映画、広告、その他の業務」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- ウ 業務責任者及び経理責任者を設置していること。

（2）本業務委託の指導者として、学習指導要領の編集に携わった者、若しくは、文部科学省が主催する英語指導に係る研修の講師経験がある者を招致・斡旋ができること。

（3）応募者が、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者。
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条（同規則第104条において準用する場合も含む。）の規定により県の競争入札に参加させないこととされた者。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。）
- エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている者。

4 応募の流れ

(1) 公募要領の配布

- ア 配布期間：令和4年4月18日（月）から令和4年5月11日（水）
- イ 配布方法：以下に掲載（※郵送による配布は行わない。）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2214/index.html>

(2) 説明会の開催

- ア 開催日時：令和4年4月25日（月）15：00～16：00
- イ 開催場所：Web 会議システムによるオンライン説明会
- ウ 申込方法：【様式第4号】を電子メールで提出（宛先：a6750-06@pref.saitama.lg.jp）
- エ 申込期限：令和4年4月22日（金）16時まで

(3) 質問の受付

- ア 質問方法：【様式第3号】を電子メールで提出（宛先：a6750-06@pref.saitama.lg.jp）
- イ 質問受付：令和4年4月25日（月）から令和4年4月27日（水）17時まで
- ウ 質問回答：令和4年4月28日（木）までに以下に掲載予定
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2214/index.html>
※他の応募者に関する事項、特定の者にのみ有利となる事項等には答えない。

(4) 講座計画書の提出

- ア 提出物
講座計画書【様式第1号】
- イ 提出方法
紙媒体（1部）を郵送又は持参するとともに、データを送付すること。なお、提出後に電話にて確認を行うこと。
送付先：（紙媒体）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課 学びの支援担当
（データ）a6750-06@pref.saitama.lg.jp
電話：048-830-6748
- ウ 受付期間：令和4年4月25日（月）から令和4年5月11日（水）17時まで
（土日祝を除く、午前9時から午後5時まで）

エ 留意事項

- (ア) 講座計画書の作成に当たっては、本要領に従い記入すること
- (イ) 講座計画書は日本語で作成すること
- (ウ) 応募は1者につき1提案とする。
- (エ) 応募受付期間を過ぎた場合には、応募を受け付けない。
- (オ) 応募に要する一切の費用は、応募者において負担する。
- (カ) 応募書類は返却しない。
- (キ) 次の場合には応募を無効にする。
 - ・上記「3 応募要件等」を満たさない者が講座計画書を提出した場合
 - ・講座計画書に不備があった際に、期限までに修正できない場合
 - ・講座計画書に虚偽の記載が認められた場合
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (ク) 委託金額の上限額は4,407,700円とする。費用見積額が上限を超えた場合は、審査の対象としない。なお、費用の見積もりにおいては6（2）も参照すること。

5 委託候補者の選定

(1) 選定方法

委託候補先の選定は、担当部局及び有識者等で組織する選定委員会において、5（2）の審査基準に基づいて行う。なお、選定は非公開で行い、審査経過に関する問合せには応じない。

また、講座計画書の利害関係者は審査から排除する。講座計画書に記載された個人情報等を保護する観点から、審査内容は公表しない。

(2) 審査基準

委託候補先の選定に関する審査基準は以下のとおりとする。

ア 業務の実施体制に関する評価項目

- ・実施日当日を含め、業務を遂行する人員が十分に確保されていること
- ・業務に関する知見を有していること
- ・指導者が、学習指導要領における指導や学習評価に精通した者であること
- ・急に指導者が欠けた場合を含め、指導者の確保について、十分な目途がたっていること

イ 講座内容の方針に関する評価項目

- ・講座内容が、事業の趣旨に合致していること
- ・講座内容が、全体として共通の指導内容のもとに実施されることが見込めること。

ウ スケジュール管理に関する評価項目

- ・作業日程・手順等に無理がなく実現可能性が見込めること

エ 他の自治体等での実績に関する評価項目

- ・英語指導力の養成を目的とした研修業務の指導実績が十分であること

オ 経費に関する評価項目

- ・経費の積算が適正であること
 - ※必要が見込まれる経費のみが計上されていること
 - ※各費目の十分な効果を見込むにあたり、高価・安価過ぎない金額となっていること
 - ※費目の内容がわかりやすく示されていること

(3) 審査の手順

ア 書類審査

講座計画書をもとに、担当部局が上記（2）の審査基準に基づいた審査を行う。審査結果は令和4年5月中旬までに通知する。

イ プレゼンテーション審査

5（3）アの書類審査で選定された応募者について、プレゼンテーション審査を行う。

(ア) 日程等：令和4年5月25日（水）10：00～11：30

教育局分室（さいたま市浦和区高砂3-15-1 衛生会館2F）

※上記日程等は予定。具体的な時間・場所は書類審査結果通知時に連絡する。

(イ) 説明時間：プレゼンテーション（10分程度）、および質疑（10分程度）

(ウ) 留意事項

- ・プレゼンテーションの内容は講座計画書に基づくものとし、訴求したい点等について説明を行うこと。
- ・講座計画書に記載のない新たな提案等を行うことや審査当日の資料の持ち込みは認めない。
- ・原則として、本業務の責任者として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、会場に入室できる人数は3名以内とする。

(4) 選定結果等の通知

審査における選定結果については、令和4年6月上旬を目安に応募者に通知する。

6 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

選定された委託候補者は、提出書類に基づき、県教育委員会と協議するものとし、県教育委員会と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補者に事故等が発生した場合は、審査順位が2番目の者と改めて協議を行う。なお、協議の上、講座計画書の一部を変更する可能性がある。

(2) 委託金額について

委託金額は費用積算額を基本に、協議の上、決定する。講座計画書における費用見積額が委託金額とはならないことがあるので留意すること。なお、委託契約の対象となる経費は、講師謝金等、講座の実施に必要な経費を計上することができるが、公金による業務委託である点を考慮し、県民に疑義を与えるような支出を行わないように注意すること。

7 委託契約締結以降について

受託者は講座内容等について、県から求めがあった場合、打合せを実施することとする。

業務実施後は、委託契約期間終了日までに業務完了報告書を作成し、電子データ及び紙媒体1部を県に提出する。なお、報告書は日本語で作成すること。なお、報告書の作成に係る費用は受託者の負担とする。

8 その他の留意事項

- (1) 本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、本業務に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める。
- (2) 応募に関連して提供された個人情報については、委託候補者の選定以外の目的に使用しない。採択された講座計画書の情報は、行政機関が保有する情報として公開されることがある。
- (3) 本公募要領の他、別添の契約書案も参照すること。契約書案に示す内容は、本公募要領と合わせ、本業務の委託にあたり最低限求める内容である。

9 担当部局

埼玉県教育局市町村支援部 義務教育指導課

担当 学びの支援担当

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL：048-830-6748

FAX：048-830-4962

メール：a6750-06@pref.saitama.lg.jp